

# 医薬品マスタ仕様書

(第 20 版)

令和 04 年 09 月 20 日

〒105-0004

東京都港区新橋 2-5-5 新橋 2 丁目 MT ビル 5 階

保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS)

医事コンピュータ部会

TEL:03-3506-1088 FAX:03-3506-8070

- 本マニュアルの著作権は保健医療福祉情報システム工業会医事コンピュータ部にあります。
- 本マニュアルの内容は予告無く変更することがあります。

第1版：平成03年07月31日  
第2版：平成03年10月31日  
第3版：平成04年10月05日  
第4版：平成05年05月27日  
第5版：平成05年07月31日  
第6版：平成07年12月27日  
第7版：平成10年04月17日  
第8版：平成10年08月01日  
第9版：平成12年02月01日  
第10版：平成15年03月31日  
第11版：平成17年04月05日  
第12版：平成18年12月01日  
第13版：平成19年12月01日  
第14版：平成20年04月01日  
第15版：平成22年03月05日  
          (新仕様マスタ)  
第16版：平成24年01月16日  
第17版：平成27年03月01日  
第18版：平成28年11月01日  
第19版：令和元年10月01日  
          (電子処方箋対応に伴う改変)  
第20版：令和04年09月20日

## 目 次

1. 一般事項	_____	2
2. 医薬品マスタ収録に関する一般事項	_____	4
3. 改定告示に対する医薬品マスタの扱い	_____	5
4. 医薬品マスタの収録情報	_____	6
5. 収録内容の詳細と解説	_____	9

## 1. 一般事項

本仕様書は、保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）医事コンピュータ部会が提供する医薬品マスタの仕様に関するものである。提供に関する規定は別途定められている。

### 1. 1 記録形式

記録形式は以下とする。

- ① レコードサイズ : 可変長形式
- ② データ編集 : CSV形式  
項目は半角の「,」で区切る。  
レコード最終に「CR」「LF」をセットして区切る。  
ファイルの最後に「^Z」をセットする。  
文字情報はその前後を「”」（2重引用符号(22)H）で囲む。  
数値情報は「”」で囲まない。  
データ空白（”△”）の場合は、文字情報も数値情報も「,」で区切るが、「”」は付与しない。
- ③ 英数字カナコード : JISコード（ASCII+カナ）
- ④ 漢字コード : シフトJIS（MS-DOSの漢字）（1978）
- ⑤ ファイルの扱い : シングルボリューム・シングルファイルで構成する。
- ⑥ ファイル名称 : Yyymmdd.csv とする。  
(例) 2022年7月1日 : Y220701.csv

### 1. 2 情報提供

更新された医薬品マスタの情報は、医薬品マスタ会員向けのホームページ上に掲載され、各社必要に応じダウンロードする。

### 1. 3 使用する漢字の範囲

JIS第1水準、第2水準の範囲とし、特殊文字は使用しない。

そのため医薬品名称は下記の通り扱う（表1参照）。

- ① JIS規定以外の文字はJIS規定の文字に置き換える。
- ② JISに規定されていない引用符号は、JISに規定された類似の符号に置き換える。
- ③ ルビが付されている名称であっても、ルビは省略する。
- ④ ○囲みは、○に続けて中の文字（列）を表記する。
- ⑤ 単位記号は通常の文字（漢字コード）を使用する。

表1 J I S 規定外文字の対応一覧

J I S 規定外の文字	鹼	※1	藨	芎	芩	蕙	※2	筴	※3	※4	
置換文字	鹼	泡	ちん	きゅう	ごん	よく	芍	じょ	荊	醜	
置換文字の区点	2420	4302	略	略	略	略	7173	略	2353	4016	
J I S 規定外の文字	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XIII
置換文字	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XIII
置換文字の区点	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
J I S 規定外の文字	※5	”	”	”	(( ))	Ⓜ	Ⓞ	cm <sup>2</sup> (注1)	※6		
置換文字	きよ	“	”	”	《 》	(M)	(オ)	平方cm	瀉		
置換文字の区点	略	0140	0141	0177	0152	0153	略	略	略	6335	
J I S 規定外の文字	※7	※8	※9	※10							
置換文字	述	か	尅	し							
置換文字の区点	略	略	略	略							

※1:「泡」の「己」が「巳」

※2:「芍」の「丿」が「一」

※3:「荊」の「草かんむり」が左半分に乗る

※4:「醜」のつくりが「發」

※5:「衣へん」に「去」

※6:「さんずい」に「写」

※7:「草かんむり」に「述」

※8:「きへん」に「舌」

※9:「尅」の「寸」の部分が「女」

※10:「草かんむり」に「止」

(注1):規格単位使用時

## 2. 医薬品マスタ収録に関する一般事項

### 2. 1 マスタコード

医薬情報研究所が設定する個別12桁コード（以下、YJコードと称する）を採用する。

### 2. 2 本マスタに収録される医薬品の範囲

- ① 官報に告示される医薬品。
- ② 官報告示にもとづいて市販される商品名の医薬品の大部分。  
官報には基準名で告示され、商品名で販売される医薬品に関しては下記に収録されている範囲とする。  
社会保険研究所発行 「薬価基準点数早見表」  
じほう発行 「薬価基準点数早見表」
- ③ 個々の商品における一般名（成分名）に関しても収録するが、配合剤は原則として省略する。

### 2. 3 医薬品レコードの配列順序

配列の概要は以下の通りである。

- ① 第1分類：内用薬、注射薬、外用薬、歯科用薬剤の順。
- ② 第2分類：YJコード順。

### 3. 改定告示に対する医薬品マスタの扱い

#### 3.1 本医薬品マスタでの扱い

- ① 1月提供予定の全件マスタについては、薬価改定に先立って、改定前の医薬品マスタ（事前マスタ）を提供する。事前マスタでは、改定施行前に経過措置期限が到来する銘柄に対しその期限日が記録されている。
- ② 薬価改定の告示後、速やかに改定後の医薬品マスタを提供する。改定後に経過措置告示があった場合、その情報は全件マスタには反映されない。
- ③ 改定後に経過措置告示があった場合は、改定施行後に提供する告示追加分のマスタに経過措置期限日付を記録する。
- ④ 非告示の医薬品（収載区分コード「15」及び「25」）に関しては、予告することなく、情報収集した範囲において更新したマスタを提供する。

#### 3.2 更新情報

医薬品マスタに関する更新情報は、表2の内容について、ホームページで提供する。

表2 更新情報の提供（参考）

更新の内容	見込まれる回数/年
①薬価改定(原則年1回4月施行)	原則年1回
②新薬(報告品目、後発品を含む)の官報告示	5～7回/年
③官報に告示されない品目追加や、全件マスタ・差分ファイルの部分変更 (局方品の商品名の改廃、非告示品目の追加を含む)	約10回/年
④経過措置品目の官報告示	数回/年
⑤薬価見直し等の官報告示が発生した場合	発生都度

## 4. 医薬品マスタの収録情報

### 4. 1 収録情報

表3にレコードの配列と概要を示し、5章にその詳細と解説を述べる。

記載にあたって使用する記号は下記である。

- ①数字：記載文字が英数カナコードの数字であることを示す。
- ②英字：記載文字が英数カナコードの英字であることを示す。
- ③カナ：記載文字が英数カナコードのカナであることを示す。
- ④漢字：記載文字が漢字コードであることを示す。
- ⑤日付は西暦とし、記載は「YYYYMMDD」の8桁とする。
- ⑥注欄の★及び☆について

「5修正日付」欄に日付を記載する修正対象項目は★を付した項目、及び★の項目の変更に伴って変わることのある☆を付した項目である。なお、収録品目の見直し等に伴い、★の部分変更が発生した場合は、情報収集した範囲において更新したマスタを差分ファイル形式で提供する。

- ⑦注欄の◎について

◎が付された項目のデータは必須である。◎が付されていない項目は条件によって、何も記載されない場合が存在する。(例：配合剤の一般名称及びそれに付随する関連情報など)

- ⑧注欄の▲について

新薬、非告示品目等の差分ファイルについては、速報性を優先するため、官報等に直接関わらない▲の項目内容は担保されない。以降提供される全件データで整備されるものとする。

表3 医薬品マスタのファイルレイアウト

番号	項目	文字コード	バイト数	注	概要（詳細は5章参照）
1	レコード識別	英字	1	◎	
2	YJコード	英数	12	◎	
3	予備1	—	—		
4	登録日付	数字	8		薬価告示日又は収録処理日
5	修正日付	数字	8		修正処理実施日
6	経過措置期限日付	数字	8		
7	薬剤区分	数字	1	◎	内用、注射、外用、歯科用の別
8	収載区分	数字	2	◎	
9	薬効分類コード	英数	4～5		
10	予備2	—	—		
11	予備3	—	—		
12	予備4	—	—		
13	医薬品名称	漢字	可変	◎★	目安は130バイト 「電子処方箋対応YJコード医薬品名」と一致する
14	医薬品名称ヨミ	英数カナ	可変	◎	表6、7参照 目安は50バイト
15	予備5	—	—		

番号	項目	文字コード	バイト数	注	概要（詳細は5章参照）
16	予備6	—	—		
17	一般名称	漢字	可変		目安は130バイト
18	一般名称ヨミ	英数カナ	可変		目安は50バイト
19	予備7	—	—		
20	予備8	—	—		
21	規格単位	漢字	可変	★	目安は100バイト
22	予備9	—	—		
23	規格名称	漢字	可変	☆	目安は86バイト
24	単位数量	数字	6	☆	
25	予備10	—	—		
26	単位名称	漢字	可変	☆	目安は20バイト
27	薬価	数字	12	★	
28	製造販売承認取得会社コード	数字	4		データは文字型 「0009」等
29	製造販売承認取得会社名	漢字	可変		目安は2バイト～32バイト
30	処理区分1	漢字	2	★	毒薬フラグ
31	処理区分2	漢字	2	★	劇薬フラグ
32	処理区分3	漢字	2	★	麻薬フラグ
33	処理区分4	漢字	2	★	覚せい剤原料フラグ
34	処理区分5	漢字	2	★	生物学的製剤フラグ
35	処理区分6	漢字	2	★	造影剤フラグ
36	溶解液付きフラグ	数字	1	★▲	
37	Aqフラグ	数字	2	★▲	溶解液参考値、データは文字型
38	注射薬容量	数字	8	★▲	「収録内容の仕様と解説」参照
39	結核医療の基準フラグ	数字	1	★▲	(参考)
40	歯科特定薬剤フラグ	数字	1	★▲	(参考)
41	標準投与量参考値	数字	7	★▲	内用薬の標準投与量(参考)
42	予備11	—	—		
43	処理区分7	漢字	2	★▲	向精神薬フラグ
44	剤形コード	数字	3	▲	表7参照
45	旧薬価	数字	12	▲	
46	販売会社コード1	数字	4	▲	データは文字型 「0010」等
47	販売会社コード2	数字	4	▲	〃
48	販売会社コード3	数字	4	▲	〃
49	販売会社コード4	数字	4	▲	〃
50	販売会社コード5	数字	4	▲	〃
51	販売会社コード6	数字	4	▲	〃
52	販売会社コード7	数字	4	▲	〃

番号	項目	文字コード	バイト数	注	概要（詳細は5章参照）
53	販売会社コード8	数字	4	▲	〃
54	販売会社コード9	数字	4	▲	〃
55	販売会社コード10	数字	4	▲	〃
56	予備12	—	—		
57	予備13	—	—		
58	告示	漢字	2	◎	告示の有無
59	慣用語	漢字	可変		慣用的に使用される略称（参考）
60	慣用語ヨミ	英数カ	可変		上記ソート用
61	医薬品名称ウラ読み	漢字	可変		ウラ読みが存在する場合に使用
62	医薬品名称ウラ読みのヨミ	英数カ	可変		上記ソート用

## 5. 収録内容の詳細と解説

※以下、△はデータブランクを示す。

### 5. 1 レコード識別 (番号 1)

医薬品マスタであることを「A」で示す。

### 5. 2 Y Jコード (番号 2)

マスタコードとして医薬情報研究所が設定する個別12桁コード(以下、Y Jコードと称す)を採用する。その基準は厚生労働省(厚労省)の付番する薬価基準収載医薬品コード(厚労省コード)に準ずる。

### 5. 3 登録日付 (番号 4)

- ①西暦とし、記載は「YYYYMMDD」の8桁とする。
- ②官報告示の医薬品に関しては、厚労省が新規の薬価基準収載医薬品コードを設定し、それにあわせて医薬情報研究所がY Jコードを設定した期日とする。設定期日はあくまで告示日であり、新規収載にあたって適用日が異なる場合は、告示時にアナウンスする。
- ③名称等の一部が変わり新規の医薬品として扱われた場合、原則Y Jコードが新設される。従来のY Jコードの医薬品は適宜経過措置品目等に移行するが、本マスタでは新旧Y Jコードの対比情報は付与されない。
- ④統一名収載の医薬品に関しては、その存在を確認して新規にY Jコードを設定し、本マスタへの登録処理を実行した期日とする。ただし、新規収載のアナウンスは月末、または他の告示品目の収載日等にあわせて一括で行われることが多いため、差分ファイルと全件マスタでは期日が異なる場合がある。

### 5. 4 修正日付 (番号 5)

- ①西暦とし、記載は「YYYYMMDD」の8桁とする。
- ②Y Jコードを変更することなく、前回提供した全件ファイル以降に、表3の注欄に★を記載した項目が変更となった場合、本マスタの内容の修正処理を実行した年月日(改定適用日ではない)を記載する。
- ③修正年月日を記載する修正の対象は表3で★を記載した項目並びに、その変更に伴って変更される名称長さ等の項目であり、表3では☆を付した。
- ④表3で★及び☆を付さない項目、例えば薬効分類の変更や読みの変更などは対象としない。
- ⑤修正が行われていない医薬品の修正日付欄はブランクである。
- ⑥本欄は、年1回の全件マスタ提供時には、マスタ提供日もしくはマスタ作成日が入る。また、収録品目の見直し等に伴う★の部分変更を案内する場合は、差分ファイルとしての提供日が入る。

### 5. 5 経過措置期限日付 (番号 6)

- ①西暦とし、記載は「YYYYMMDD」の8桁とする。
- ②経過措置期限が官報に告示された医薬品の経過措置期限日を記載する。
- ③△：経過措置品目指定及び廃止品目以外の医薬品。

5. 3 登録日付、5. 4 修正日付、5. 5 経過措置期限日付に共通する日付欄の記載例を表4に示す。

表4 日付欄の記載例

事 象	マスタに記載される日付とその記載欄		
	登録日付	修正日付	経過措置期限日付
2022年1月10日に全件マスタを提供	1992年以降にマスタ登録されたレコードに登録の日付を記載	20220110 注：マスタ作成の日付が入る場合もある。	20220331 経過措置該当品目のみ
2022年4月1日に、2022年9月30日及び2020年3月31日限りの経過措置品目が告示。それに伴い差分ファイル提供	空欄	空欄	20220930 20230331
2022年5月21日に新薬が告示。それに伴い差分ファイル提供。	20220521	空欄	空欄
2022年9月8日に、それまでに新規登録した非告示品目（局方品等）の差分ファイルを提供	20220908（アナウンス期日⇒全件マスタとは異なる場合がある）	空欄	空欄
2022年10月17日に、注欄★を見直した差分ファイルを提供	空欄	20221017（アナウンス期日⇒全件マスタとは異なる場合がある）	空欄
2023年1月11日に全件マスタを提供	1992年以降にマスタ登録されたレコードに登録の日付を記載	20230111 注：マスタ作成の日付が入る場合もある。	20230331 経過措置該当品目のみ

注）日付は例示であり、提供実績・予定を表すものではない。

#### 5. 6 薬剤区分（番号7）

薬剤区分はこの欄で区別する。

1：内用薬、 4：注射薬、 6：外用薬、 8：歯科用薬剤

#### 5. 7 収載区分（番号8）

①医薬品は官報において銘柄名で告示されるのが原則であるが、日本薬局方医薬品の一部等では統一名で官報に告示され、個別の商品名の医薬品は告示されない。

②本マスタではこれらを収載区分で区別する。

(1) 官報に記載される医薬品

イ. 一般名で記載されるもの（「11」「21」の双方に相当する医薬品の場合は「11」とする）

11：局方品。

21：生物学的製剤及び生薬の一部、及び統一名収載品目。

Ⓜ. 銘柄名で記載されるもの

1 2 : 銘柄名で告示される局方品 (配合剤を含む)。

2 2 : 局方外で銘柄名記載の医薬品 (単味剤。医薬品の大部分はこれに分類される)。

5 2 : 局方外の配合剤。

(2) 官報に告示されない医薬品 (非告示医薬品)

1 5 : 局方品の商品名

2 5 : 一般名記載品目の実際の商品名 (生物学的製剤や生薬の一部を含む)。

③ 記載区分による医薬品の区分体系を表 5 に示す。

表 5 記載区分体系

記載区分コード	官報告示	医薬品名称		実在薬品	会社名	一般名称
1 1	有	統一名記載品	局方品	無	無	医薬品名称と同じ
2 1			一般名記載品の告示名称			
			生物学的製剤の告示名称			
			生薬の告示名称			
1 2	有	銘柄名記載品	局方品 (配合剤を含む)	有	有	該当する一般名称
2 2						無 (省略)
5 2			配合剤 (局方外)			
1 5	無	商品名	局方品	有	有	該当する 11 の局方名
2 5			一般名記載品の個別名称			該当する 21 の一般名
			生物学的製剤の個別名称			
			生薬の個別名称			

④ 局方品、生物学的製剤、生薬は官報には基準名が記載されているが、実在するのは商品名の薬剤である。レセプト記載は統一名、商品名いずれでも差し支えないこととなっている。

⑤ 局方品、生物学的製剤、生薬の商品名の中には統一名と同一のものもある。商品名と統一名との判別は、記載区分コード及び会社名の有無で判断する。

⑥ 配合剤とは、単味剤以外の製剤に対する名称であるが、その大部分は公式には一般名称が存在しない。このため「5 2」の一般名欄は省略した。

## 5. 8 薬効分類コード (番号 9)

① 薬効分類コードは、中分類 (3桁) 小分類 (1桁) 細分類 (1桁) までがある。なお、この薬効分類は「薬価基準点数早見表」に準ずる。

〇〇〇 〇 〇

ア イ ウ

ア : 薬効中分類 (1~3桁目)

イ : 薬効小分類 (4桁目)

ウ : 薬効細分類 (5桁目)

薬剤特性等により小分類からさらに区分される場合、アルファベットで表記する。

なお、原則アルファベットの太文字・小文字のみが異なる種別はない。

② 薬効分類 4桁は、厚生労働省が製造販売承認時、コード付与のために定める分類である。製薬企業は、医薬品の適応追加等に応じて添付文書上の薬効分類を随時更新しているが、本マスタの薬効分類は厚生労働省発表に準拠のため、添付文書上の薬効分類と本マスタの薬効分類は必ずし

も同一ではない。

③薬効分類の漢字名称は、本マスタには収録しない。

### 5. 9 医薬品名称 (番号 13)

①収載区分 1 1、1 2、2 1、2 2、5 2：官報で告示される品名部分を記載する。

②収載区分 1 5、2 5：商品名（官報告示されない）を記載する。

③「電子処方箋対応 Y J コード医薬品名」は当名称と一致する。

### 5. 10 医薬品名称ヨミ (番号 14)

①医薬品レコードの検索のため、名称のヨミを示す。

②錠、顆粒、注射液、細粒、散、坐剤等の剤形を示す文字は 3 桁の数字コードで記録されているので、検索の際、剤形までを入力することは適当でない。また設定上、品目における剤形コードと必ずしも一致しない場合、単位名称が読みに含まれない場合などがある。

③医薬品名称ヨミは、接頭語のある場合は接頭語を含み、語幹までは保証されるが、剤形や単位名称を含む接尾語までは保証されない。

④読みの記載例を表 6、剤形を示すコードを表 7 に示す。

表 6 医薬品名称の読みの例 (正式名称)

		接頭語 (任意)	語幹 (必須)	接尾語 (任意)
例 1	名称		テオロング	錠 1 0 0 m g
	読み		テオロング	121100
例 2	名称		フォリアミン	注射液
	読み		フォリアミン	411
例 3	名称	強力	ネオミノファージェン シー	静注 2 0 m L
	読み	キョウリョク	ネミノファージェンシー	41120
例 4	名称	0. 5 %	グルコジン	R 水
	読み	レイテンゴパーセント	グルコジン	R645

表7 剤形を表すコード一覧 (※)

内用薬(1xx)			
散剤(11x)	1 1 1 末	1 1 2 散	1 1 3 細粒
	1 1 4 顆粒	1 1 5 複粒	1 1 6 徐放細粒
錠剤(12x)	1 2 1 錠	1 2 2 徐放錠	1 2 3 腸溶錠
	1 2 4 微粉末錠	1 2 5 バッカル (口中錠)	1 2 6 丸
カプセル剤(13x)	1 3 1 カプセル	1 3 2 徐放カプセル	1 3 3 複粒カプセル
液剤(14x)	1 4 1 シロップ	1 4 2 シロップ用 (ドライシロップ、懸濁用を含む)	
	1 4 3 液(ゾルを含む)	1 4 4 ゼリー (ゲルを含む)	
その他	1 1 0 生薬原体・局方原末		1 9 0 その他
注射薬(4xx)			
液剤(41x)	4 1 1 注射液	4 1 2 油性注射液	4 1 3 懸濁注射液
固形剤(43x)	4 3 1 注射用	4 3 2 筋注用	4 3 3 静注用
キット類(44x)	4 4 1 キット類		
その他	4 8 0 その他 (注射用原体)		4 9 0 その他
外用薬(6xx)			
経口剤(61x)	6 1 1 末	6 1 2 散	6 1 3 細粒
	6 1 4 錠	6 1 5 トローチ	6 1 6 含嗽剤
	6 1 7 吸入剤		
挿入剤(62x)	6 2 1 腔用剤	6 2 2 坐剤	6 2 3 浣腸剤
	6 2 4 注腸剤	6 2 5 キット	
眼・耳鼻科用剤 (63x)	6 3 2 軟膏・硬膏	6 3 3 クリーム	6 3 5 液
	6 3 6 噴霧剤	6 3 7 末	
皮膚塗布剤 (64x)	6 4 1 パウダー	6 4 2 軟膏・硬膏	6 4 3 クリーム
	6 4 4 ゼリー	6 4 5 液	6 4 6 噴霧剤
	6 4 7 末	6 4 8 ゲル	
貼付剤	6 5 0 貼付剤		
その他	6 8 0 その他 (外用原体)		6 9 0 その他
歯科用薬(8xx)			
経口剤(81x)	8 1 1 末	8 1 2 散	8 1 3 細粒
	8 1 4 錠	8 1 5 トローチ	8 1 6 含嗽剤
	8 1 7 吸入剤		
皮膚塗布剤 (84x)	8 4 1 パウダー	8 4 2 軟膏・硬膏	8 4 3 クリーム
	8 4 4 ゼリー	8 4 5 液	8 4 6 噴霧剤
	8 4 7 パスタ剤	8 5 0 貼付剤	8 7 0 注射剤

※ 医薬品の収載・削除等により不使用のコードを含む。

### 5. 1.1 一般名称 (番号 17)

- ① 医薬品名称に対する一般名称を記載する。
- ② 医薬品名称欄との関連は収載区分コードによって以下となる。
  - 「11」、「21」の場合は、医薬品名称欄と同一。
  - 「15」、「25」の場合は、一般には医薬品名称欄と相違するが、基準名と商品名が同一の場合もある。
  - 「12」、「22」の場合は、医薬品名称と相違する。
  - 「52」は、何も記載されない。

### 5. 1.2 一般名称ヨミ (番号 18)

医薬品名称ヨミの説明における「医薬品名称」を、「一般名称」に読み替える。

### 5. 1.3 規格単位 (番号 21) [表 8、9 参照]

官報に告示される規格単位の部分を記載する。

### 5. 1.4 規格名称 (番号 23) [表 8、9 参照]

官報告示の「規格単位」の部分から以下を除いた部分とする。

- (1) : (24) 単位数量において基準とした数値 (例 : 「0.25 mg 1錠」であれば「1」/単位数量は「10」)
- (2) : (26) 単位名称
- (3) : 規格単位の末尾に記載された ( ) 書きの部分

### 5. 1.5 単位数量 (番号 24) [表 8、9 参照]

- ①官報告示の「規格単位」の部分末尾より括弧書きを除外して読み、最初の数字群を「単位数量」とし、それを10倍して記載する。
- ②官報告示の値は通常1であるが、医薬品によっては5、10、100等がある。これらの場合、マスタに収録する値は通常10、以下それぞれ50、100、1000である。
- ③例外として、単位名称に「cm」が含まれる場合は、上記判定に拘わらず何も記載しない。

### 5. 1.6 単位名称 (番号 26) [表 8、9 参照]

- ①官報告示の「規格単位」の部分末尾より括弧書きを除外して読み、最初の数字群の右側にある文字を「単位名称」とする。
- ②「1瓶1管1組」の場合も規格名称は「1瓶1管」であり、単位名称は「組」である。
- ③「1瓶又は1袋」の場合も規格名称は「1瓶又は」であり、単位名称は「袋」である。
- ④例外として、単位名称が「cm」の場合は、上記判定に拘わらず何も記載しない。
- ⑤表 8、9 に官報告示と本マスタの収録部分の関係と例を示す。

表8 官報告示部分との対応(1)

官 報	本マスタの収載
品 名	(13) 医薬品名称
規 格 単 位	(21) 規格単位
規格単位部分から、(24) 単位数量、(26) 単位名称、及び末尾の( )を除いた部分	(23) 規格名称
(1) 表9の例、アンダーライン部分の10倍	(24) 単位数量
(2) 表9の例、{ } 部	(26) 単位名称
薬 価 (円単位の100倍)	(27) 薬 価

表9 官報告示部分との対応(2)

品 名	規格単位 ( _ が単位数量, { } 囲みが単位名称を指す)
(内用薬) アミノレバンEN配合散 ネルボン散1% フェロミア錠50mg	<u>10</u> {g} 1% <u>1</u> {g} 鉄50mg <u>1</u> {錠}
(注射薬) ゴナールエフ皮下注用75 サム点滴静注セット 照射解凍赤血球液-LR「日赤」 セファランチン注10mg ベリプラストP コンビセット 組織接着用 ハイ・プレアミンS注-10% マーカイン注0.125%	75国際単位 <u>1</u> {瓶} (溶解液付) 36.3%50mL <u>1</u> {管} (希釈液・補正液付) 血液200mLに由来する赤血球 <u>1</u> {袋} 0.5%2mL <u>1</u> {管} 0.5mL2キット <u>1</u> {組} (10%)20mL <u>1</u> {管} 0.125% <u>10</u> {mLバイアル}
(外用薬) ヤクゾールE液0.1 ニコチネルTTS10 バラマイシン軟膏 ドレニゾンテープ4μg/cm <sup>2</sup> ベントナイト ホスミンS耳科用3%	0.1% <u>10</u> {mL} (17.5mg)10平方cm <u>1</u> {枚} (BTRC250単位FRM2mg) <u>1</u> {g} (0.3mg)7.5cm×10cm <u>100</u> {g} 30mg <u>1</u> {mL} (溶解後の液として)

### 5.17 薬価(番号27)

- ①官報告示された薬価を、円単位で100倍して記載する。
- ②小数点やカンマ編集は行わない。

### 5.18 製造販売承認取得会社コード(番号28)、製造販売承認取得会社名(番号29)

当該医薬品の製造販売承認取得会社を、医薬情報研究所にて独自に付与した4桁のコードと、対応する会社名で記載する。

### 5.19 処理区分1(番号30)

- ①毒：官報告示による毒薬の場合。
- ③：上記以外の場合。

#### 5. 2 0 処理区分 2 (番号 31)

- ①劇：劇薬であることを参考として示す(包装形態等により異なる場合があるので注意されたい)。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 1 処理区分 3 (番号 32)

- ①麻：官報による麻薬の場合。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 2 処理区分 4 (番号 33)

- ①覚：官報による覚せい剤原料の場合。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 3 処理区分 5 (番号 34)

- ①生：通知による生物学的製剤加算対象医薬品の場合。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 4 処理区分 6 (番号 35)

- ①造：造影剤であることを示す。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 5 溶解液付きフラグ (番号 36)

- ①1：官報告示で「(溶解液付)」と記載された注射薬。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 6 A q フラグ (番号 37)

- ①04：筋肉内注射でA q 加算が出来る注射薬 (参考値)。
- ②06：静脈注射でA q 加算が出来る注射薬 (参考値)。
- ③△：上記以外の場合。

#### 5. 2 7 注射薬容量 (番号 38)

- ①規格単位に「mL」又は「L」が含まれている注射薬に関し、mL 単位を100倍して記載する。
- ②△：上記以外の場合。

#### 5. 2 8 結核医療の基準フラグ (番号 39)

- ①1：いわゆる感染症法において、結核医療の基準に該当するとされる医薬品であることを参考として示す。
- ②△：上記以外の場合。

### 5. 29 歯科用特定薬剤フラグ (番号 40)

- ①1：歯科診療点数算定において、特定薬剤と規定された医薬品であることを参考として示す。
- ②△：上記以外の場合。

### 5. 30 標準投与量参考値 (番号 41)

- ①内用薬に関し、添付文書等から1日の標準投与量を投与単位に換算し、それを官報掲載の規格単位の中の単位数量を1, 000倍して記載した参考値。

例1：参考値の求め方

標準投与量が1日あたり100～250mgと記載されている薬剤に対し、

1錠 50mgの医薬品では $250/50=5$ 錠、これを1,000倍して”5000”と記載する。

1錠200mgの医薬品では $250/200=1.25$ 錠、これを1,000倍して”1250”と記載する。

例2：添付文書中の標準投与量の求め方

「(品名) アドソルビン原末 (規格単位) 10g (標準投与量参考値) 1000」と

いうデータで、1日あたりの標準投与量(g)は、 $10g \times (1000/1000) = 10g$

- ②△：参考値の記載されない医薬品。

### 5. 31 処理区分7 (番号 43)

- ①向：官報による向精神薬の場合。
- ②△：上記以外の場合。

### 5. 32 剤形コード (番号 44)

- ①剤形をコードにて識別するため、3桁の数字にて記載する。

数字3桁のうち、1桁目は薬剤区分を示し、2桁目と3桁目は剤形区分を示す(表7参照)。

0 00

ア イ

ア：薬剤区分

1：内用薬、4：注射薬、6外用薬、8：歯科用薬剤

イ：剤形区分

錠、顆粒、注射薬、細粒、散、坐剤 等の剤形を示す文字を2桁の数字にて記載する。

- ②△：上記以外の場合。

### 5. 3 3 旧薬価 (番号 45)

- ①薬価の改定時に、旧薬価を円単位で100倍して記載する。  
改定時には、項5. 17薬価に記載されている薬価は当該項目に複写され、改定後の薬価は、項5. 17薬価に記載される。  
本欄は薬価変更が行われた医薬品を選別する際のキーに使用できる。
- ②官報告示等により新設された時点では何も記載しない。  
すなわち、本マスタに当初収載されて以降、薬価変更が行われていない医薬品の旧薬価欄には何も記載されていない。
- ③小数点やカンマ編集は行わない。
- ④当欄 (旧薬価欄) は、あくまでも参考値とする。

### 5. 3 4 販売会社コード1 (番号 46)

平成17年4月の改正薬事法完全実施により、(番号28)と同一のコードが記載される。

### 5. 3 5 販売会社コード2～10 (番号47～55)

- ①医薬品の販売会社を医薬情報研究所にて独自に付与した4桁のコードにて記載する。
- ②薬価基準点数早見表に、販売会社が複数記載されている場合、本マスタでは最初に記載の1社は製造販売承認取得会社として、項5. 18、及び項5. 34の会社コードに記載され、2社目以降の会社は、項5. 35販売会社コード2より販売会社コード10まで順次記載される。すなわち、項5. 18会社コード欄と当該欄を合わせ最大10社が記載される。

(例) 薬価基準点数早見表に従って、項5. 18製造販売承認取得会社コード、項5. 34販売会社コード1、項5. 35販売会社コード2、及び販売会社コード3の関連を例示として示す。

(1) A社が製造販売承認会社で、A社、B社及びC社にて販売する場合

項5. 18製造販売承認会社	項5. 34販売会社1	項5. 35販売会社2	項5. 35販売会社3
A社	A社	B社	C社

(2) A社が製造販売承認会社で、販売する場合

項5. 18製造販売承認会社	項5. 34販売会社1	項5. 35販売会社2	項5. 35販売会社3
A社	A社	ブランク	ブランク

### 5. 3 6 告示 (番号 58)

- ① 官報告示の対象となるか否かを「有」又は「無」で示す。

### 5. 3 7 慣用語 (番号 59)

- ① 当該医薬品が、慣用的に使用される略称を有する場合、参考としてその名称を示す。
- ② △: 上記に該当しない場合。

### 5. 3 8 慣用語ヨミ (番号 60)

- ① 項 5. 3 7 ① に該当する場合、ソート用の文字列をセットする。
- ② △: 上記に該当しない場合。

### 5. 3 9 医薬品名称ウラ読み (番号 61)

- ① 官報告示される医薬品名称 (商品名については非告示を含む) の冒頭に「強力」、「濃厚」「注射用」等の接頭語がある場合、それを語尾に移したものを慣例によって「ウラ読み」と称する。
- ② 医薬品名称において、このウラ読みが可能な場合、本欄に該当する文字列をセットする。
- ③ ウラ読みでは、語尾に移した接頭語を表 1 0 のように [ ] で囲んで表示する。

表 1 0 医薬品名称とヨミの対応

(正式名称)	(ウラ読み名称)
幼児用 P L 配合顆粒	P L 配合顆粒 [幼児用]
2 m g セルシン錠	セルシン錠 [2 m g]
注射用エンドキサン 1 0 0 m g	エンドキサン 1 0 0 m g [注射用]
7 0 % イソプロパノール「東海」	イソプロパノール「東海」 [7 0 %]

### 5. 4 0 医薬品名称ウラ読みのヨミ (番号 62)

- ① 項 5. 3 9 の② に該当する場合、ソート用の文字列をセットする。
- ② △: 上記に該当しない場合。

### 5. 4 1 予備 1 ~ 1 3

項目名に「予備」とあるフィールドは使用しない。

以 上

JAHIS 医薬品マスタ仕様書第 20 版 改訂内容（前版との比較）

年月日	版数	ページ	変更箇所	変更内容※
2022/9/20	20	表紙,1	改訂年月日	版数・現在日修正
		3	表 1	「電子処方箋対応 Y J コード医薬品名」の表記対応に伴い、外字の置換文字を修正
		5	表 2	①を原則毎年改定に修正し、③以下を②へ繰り上げ
		6	表 3 番号 1 3	概要欄に「電子処方箋対応 Y J コード医薬品名と一致する」旨追記
		12	5. 9 ③	上記を項目の説明欄にも記載
			表 6	品目を修正
		13	表 7 表中・欄外	剤形コードの有無を記載せず、設定コードとして不使用の場合を含むことを欄外に記載
		15	表 9 表中	品目を修正（削除）
		17	例 2	品目を修正

※ 特に記載ない場合は下線部修正。また、記載例における期日を表す文字列の修正は含みません。